採択第１号

令和７年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択

令和６年７月３０日

中　学　校　用

教　科　書　目　録

（令和７年度使用）

令和６年４月

文　部　科　学　省

はしがき

1　この教科書目録は，「教科書の発行に関する臨時措置法」第６条第１項の規定により，指定教科書発行者の届出に基づき文部科学省において作成したものです。

2　義務教育諸学校において使用する教科書は，「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条第６項等の規定により，すべて教科書目録に登載された教科書のうちから採択しなければなりません（学校教育法附則第９条の規定による教科用図書を除く。）。

3　目録中，予定定価欄に記載された金額は，書目の届出時における教科書の定価認可基準等を参考として設定された予定額であり，実際に使用される際の定価は，文部科学大臣が当該教科書の使用年度に対応した定価認可基準を定めた後，認可されます。このため，予定定価と実際に使用される際の定価が異なることがあります。

4　目録中，教科書の記号・番号欄にある「※」は，「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」第６条第１項に基づく教科用拡大図書の標準的な規格に基づき作成した教科用拡大図書（以下「拡大教科書」という。）が教科書発行者から発行される予定があることを示しています。

なお，拡大教科書のサイズ，分冊数，字体（フォント），文字サイズなどの詳細は，文部科学省ホームページに掲載する予定です。

5　目録中，教科書の記号・番号欄にある「◆」は，学校教育法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３９号）による改正後の学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３４条第２項に規定する教材（以下「学習者用デジタル教科書」という。）が教科書発行者から発行される予定があることを示しています。

6　この目録に登載された中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書の種目別の種類数・点数は，次の表のとおりです。

種目	種類数	点数	種目	種類数	点数
	種	点		種	点
国語	4	12	美術	3	8
書写	4	4	保健体育	4	4
社会（地理的分野）	4	4	技術・家庭（技術分野）	3	4
社会（歴史的分野）	9	9	技術・家庭（家庭分野）	3	3
社会（公民的分野）	6	6	英語	6	18
地図	2	2	道徳	7	24
数学	7	21			
理科	5	15		種	点
音楽（一般）	2	6	合計	71	142
音楽（器楽合奏）	2	2		（22者）	

目　　次

国　語　　ページ
国　語 …… 1
書　写 …… 1

社　会
社会（地理的分野）…… 2
社会（歴史的分野）…… 2
社会（公民的分野）…… 3
地　図 …… 3

数　学
数　学 …… 4

理　科
理　科 …… 6

音　楽
音楽（一　般）…… 7
音楽（器楽合奏）…… 7

美　術　　ページ
美　術 …… 8

保健体育
保健体育 …… 8

技術・家庭
技術・家庭（技術分野）… 9
技術・家庭（家庭分野）… 9

外国語
英　語 …… 10

特別の教科　道徳
道　徳 …… 11

発行者一覧 … 13

国語　国語

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1	国語 002-72 ※／◆	新編　新しい国語　1	B5 306	865	令6	相澤 秀夫 野矢 茂樹 ほか99名
	2	国語 002-82 ※／◆	新編　新しい国語　2	B5 310	865	令6	
	3	国語 002-92 ※／◆	新編　新しい国語　3	B5 322	894	令6	
15 三省堂	1	国語 015-72 ※／◆	現代の国語 1	B5 366	865	令6	中洌 正堯 ほか41名
	2	国語 015-82 ※／◆	現代の国語 2	B5 366	865	令6	
	3	国語 015-92 ※／◆	現代の国語 3	B5 366	894	令6	
17 教出	1	国語 017-72 ※／◆	伝え合う言葉　中学国語1	B5 357	865	令6	児玉 忠 丹藤 博文 山元 隆春 ほか76名
	2	国語 017-82 ※／◆	伝え合う言葉　中学国語2	B5 373	865	令6	
	3	国語 017-92 ※／◆	伝え合う言葉　中学国語3	B5 357	894	令6	
38 光村	1	国語 038-72 ※／◆	国語1	B5 344	865	令6	甲斐 睦朗 髙木 まさき ほか35名
	2	国語 038-82 ※／◆	国語2	B5 344	865	令6	
	3	国語 038-92 ※／◆	国語3	B5 340	894	令6	

国語　書写

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1-3	書写 002-72 ※／◆	新編　新しい書写　一・二・三年	B5 変型 146	471	令6	押木 秀樹 青山 浩之 ほか16名
15 三省堂	1-3	書写 015-72 ※／◆	現代の書写 一・二・三	B5 122	471	令6	中洌 正堯 ほか8名
17 教出	1-3	書写 017-72 ※／◆	中学書写	AB 146	471	令6	長野 秀章 ほか26名
38 光村	1-3	書写 038-72 ※／◆	中学書写　一・二・三年	B5 変型 166	471	令6	宮澤 正明 ほか20名

社会　社会(地理的分野)

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1・2	地理 002-72 ※／◆	新編　新しい社会　地理	AB 294	836	令6	島津 弘 高橋 慎一朗 谷口 将紀 ほか118名
17 教出	1・2	地理 017-72 ※／◆	中学社会 地理 地域にまなぶ	AB 310	836	令6	竹内 裕一 ほか35名
46 帝国	1・2	地理 046-72 ※／◆	社会科　中学生の地理 世界の姿と日本の国土	AB 310	836	令6	加賀美 雅弘 ほか24名
116 日文	1・2	地理 116-72 ※／◆	中学社会　地理的分野	AB 318	836	令6	水内 俊雄 ほか87名

社会　社会(歴史的分野)

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1-3	歴史 002-72 ※／◆	新編　新しい社会 歴史	AB 300	836	令6	高橋 慎一朗 島津 弘 谷口 将紀 ほか118名
17 教出	1-3	歴史 017-72 ※／◆	中学社会 歴史 未来をひらく	AB 317	836	令6	久留島 典子 ほか36名
46 帝国	1-3	歴史 046-72 ※／◆	社会科　中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き	AB 334	836	令6	黒田 日出男 ほか16名
81 山川	1-3	歴史 081-72 ※／◆	中学歴史　日本と世界　改訂版	AB 296	836	令6	橋場 弦 桜井 英治 ほか21名
116 日文	1-3	歴史 116-72 ※／◆	中学社会　歴史的分野	AB 324	836	令6	吉川 真司 ほか81名
225 自由社	1-3	歴史 225-72 ◆	新しい歴史教科書	AB 変型 312	836	令6	藤岡 信勝 ほか11名
227 育鵬社	1-3	歴史 227-72 ※／◆	新しい日本の歴史	AB 308	836	令6	伊藤 隆 ほか33名
229 学び舎	1-3	歴史 229-72	ともに学ぶ人間の歴史	A4 308	836	令6	安井 俊夫 ほか22名
236 令書	1-3	歴史 236-73	国史教科書 第7版	A5 520	836	令6	竹田 恒泰 岡本 晟良

社会　社会(公民的分野)

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	3	公民 002-92 ※／◆	新編　新しい社会　公民	AB 246	836	令6	谷口 将紀 島津 弘 高橋 慎一朗 ほか118名
17 教出	3	公民 017-92 ※／◆	中学社会 公民 ともに生きる	AB 269	836	令6	成田 喜一郎 ほか35名
46 帝国	3	公民 046-92 ※／◆	社会科　中学生の公民 よりよい社会を目指して	AB 262	836	令6	江口 勇治 ほか18名
116 日文	3	公民 116-92 ※／◆	中学社会　公民的分野	AB 274	836	令6	野間 敏克 ほか76名
225 自由社	3	公民 225-92 ◆	新しい公民教科書	AB 変型 270	836	令6	小山 常実 ほか11名
227 育鵬社	3	公民 227-92 ※／◆	新しいみんなの公民	AB 262	836	令6	川上 和久 ほか33名

社会　地図

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1-3	地図 002-72 ※／◆	新編　新しい社会　地図	A4 176	1,189	令6	石丸 哲史 ほか17名
46 帝国	1-3	地図 046-72 ※／◆	中学校社会科地図	A4 198	1,189	令6	株式会社 帝国書院 代表者 佐藤 清 ほか13名

数学　数学

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1	数学 002-72 ※／◆	新編　新しい数学 1　～MATH CONNECT　数学のつながり～	B5 324	661	令6	清水 美憲 真島 秀行 ほか108名
	2	数学 002-82 ※／◆	新編　新しい数学 2　～MATH CONNECT　数学のつながり～	B5 260	661	令6	
	3	数学 002-92 ※／◆	新編　新しい数学 3　～MATH CONNECT　数学のつながり～	B5 292	661	令6	
4 大日本	1	数学 702 ※／◆	数学の世界1	B5 324	661	令2	相馬　一彦 ほか25名
	2	数学 802 ※／◆	数学の世界2	B5 250	661	令2	
	3	数学 902 ※／◆	数学の世界3	B5 302	661	令2	
11 学図	1	数学 011-72 ※／◆	中学校 数学 1	B5 328	661	令6	池田 敏和 岡田 禕雄 町田 彰一郎 ほか44名
	2	数学 011-82 ※／◆	中学校 数学 2	B5 270	661	令6	
	3	数学 011-92 ※／◆	中学校 数学 3	B5 330	661	令6	
17 教出	1	数学 017-72 ※／◆	中学数学1	B5 346	661	令6	坂井 裕 小谷 元子 ほか45名
	2	数学 017-82 ※／◆	中学数学2	B5 278	661	令6	
	3	数学 017-92 ※／◆	中学数学3	B5 314	661	令6	
61 啓林館	1	数学 061-72 ※／◆	未来へひろがる数学 1	B5 302	661	令6	永田 潤一郎 茅野 公穂 青山 和裕 岡本 和夫 ほか177名
	2	数学 061-82 ※／◆	未来へひろがる数学 2	B5 238	661	令6	
	3	数学 061-92 ※／◆	未来へひろがる数学 3	B5 282	661	令6	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価（円）	検定済年	著作者
104 数研	1	数学 104-73 ※／◆	これからの 数学1	B5 320	661	令6	岡部 恒治 ほか69名
	2	数学 104-83 ※／◆	これからの 数学2	B5 270	661	令6	
	3	数学 104-93 ※／◆	これからの 数学3	B5 328	661	令6	
116 日文	1	数学 116-72 ※／◆	中学数学1	B5 326	661	令6	小山 正孝 飯田 慎司 ほか47名
	2	数学 116-82 ※／◆	中学数学2	B5 266	661	令6	
	3	数学 116-92 ※／◆	中学数学3	B5 304	661	令6	

理科　理科

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1	理科 002-72 ※／◆	新編　新しい科学1	AB 262	803	令6	西原 寛 永原 裕子 ほか133名
	2	理科 002-82 ※／◆	新編　新しい科学2	AB 314	803	令6	
	3	理科 002-92 ※／◆	新編　新しい科学3	AB 326	803	令6	
4 大日本	1	理科 702 ※／◆	理科の世界　1	B5 294	803	令2	有馬 朗人 ほか69名
	2	理科 802 ※／◆	理科の世界　2	B5 318	803	令2	
	3	理科 902 ※／◆	理科の世界　3	B5 374	803	令2	
11 学図	1	理科 011-72 ※／◆	中学校 科学 1	AB 264	803	令6	森本 信也 久保田 善彦 ほか36名
	2	理科 011-82 ※／◆	中学校 科学 2	AB 304	803	令6	
	3	理科 011-92 ※／◆	中学校 科学 3	AB 304	803	令6	
17 教出	1	理科 017-72 ※／◆	自然の探究　中学理科1	AB 変型 291	803	令6	室伏 きみ子 養老 孟司 ほか45名
	2	理科 017-82 ※／◆	自然の探究　中学理科2	AB 変型 315	803	令6	
	3	理科 017-92 ※／◆	自然の探究　中学理科3	AB 変型 347	803	令6	
61 啓林館	1	理科 061-72 ※／◆	未来へひろがるサイエンス1	AB 300	803	令6	大矢 禎一 鎌田 正裕 ほか173名
	2	理科 061-82 ※／◆	未来へひろがるサイエンス2	AB 324	803	令6	
	3	理科 061-92 ※／◆	未来へひろがるサイエンス3	AB 356	803	令6	

音楽　音楽(一般)

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
17 教出	1	音楽 017-72 ※／◆	中学音楽 1　音楽のおくりもの	AB変型 92	270	令6	新実 徳英 ほか26名
	2・3	音楽 017-83 ※／◆	中学音楽 2・3上　音楽のおくりもの	AB変型 92	268	令6	
		音楽 017-84 ※／◆	中学音楽 2・3下　音楽のおくりもの	AB変型 92	266	令6	
27 教芸	1	音楽 027-72 ※／◆	中学生の音楽　1	AB変型 98	270	令6	小原 光一 ほか19名
	2・3	音楽 027-83 ※／◆	中学生の音楽　2・3上	AB変型 98	271	令6	
		音楽 027-84 ※／◆	中学生の音楽　2・3下	AB変型 98	263	令6	

音楽　音楽(器楽合奏)

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
17 教出	1-3	器楽 017-72 ※／◆	中学器楽 音楽のおくりもの	AB変型 106	299	令6	新実 徳英 ほか11名
27 教芸	1-3	器楽 027-72 ※／◆	中学生の器楽	AB変型 106	299	令6	小原 光一 ほか19名

美術　美術

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
9 開隆堂	1	美術 009-72 ※／◆	美術 1	A4 変型 72	354	令6	大坪 圭輔 小池 研二 ほか54名
	2・3	美術 009-82 ※／◆	美術 2・3	A4 変型 128	710	令6	
38 光村	1	美術 038-72 ※／◆	美術 1	A4 変型 68	239	令6	酒井 忠康 ほか33名
		美術 038-73 ※／◆	美術 1 資料	A4 34	115	令6	
	2・3	美術 038-82 ※／◆	美術 2・3	A4 変型 106	710	令6	
116 日文	1	美術 116-72 ※／◆	美術1　美術との出会い	A4 変型 74	354	令6	村上 尚徳 大橋 功 佐藤 賢司
	2・3	美術 116-83 ※／◆	美術2・3上　学びの実感と深まり	A4 変型 64	355	令6	松原 雅俊 山田 猛 山田 一文
		美術 116-84 ※／◆	美術2・3下　学びの探求と未来	A4 変型 60	355	令6	齋藤 守彦 ほか39名

保健体育　保健体育

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1-3	保体 002-72 ※／◆	新編　新しい保健体育	AB 198	454	令6	戸田 芳雄 ほか51名
4 大日本	1-3	保体 702 ※／◆	中学校保健体育	B5 変型 196	454	令2	池田 延行 大津 一義 ほか32名
50 大修館	1-3	保体 050-72 ※／◆	最新　中学校保健体育	AB 206	454	令6	友添 秀則 衞藤 隆 ほか29名
224 学研	1-3	保体 224-72 ※／◆	新・中学保健体育	AB 206	454	令6	森 昭三 佐伯 年詩雄 ほか32名

技術・家庭　技術・家庭(技術分野)

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1-3	技術 002-72 ※／◆	新編　新しい技術・家庭　技術分野 未来を創るTechnology	AB 298	711	令6	村松 浩幸　森山 潤 志村 結美　上野 顕子 ほか78名
6 教図	1-3	技術 006-73 ※／◆	新　技術・家庭　技術分野 明日を創造する	A4変型 262	613	令6	中村 祐治 古川 稔 尾﨑 誠
		技術 006-74 ※／◆	新　技術・家庭　技術分野 明日を創造する　スキルアシスト	A4変型 42	98	令6	太田 達郎 長南 裕志 ほか54名
9 開隆堂	1-3	技術 009-72 ※／◆	技術・家庭　技術分野 テクノロジーに希望をのせて	AB 314	711	令6	竹野 英敏　安東 茂樹 大谷 忠　安藤 明伸 二浦 登　ほか137名

技術・家庭　技術・家庭(家庭分野)

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1-3	家庭 002-72 ※／◆	新編　新しい技術・家庭　家庭分野 自立と共生を目指して	AB 298	711	令6	志村 結美　上野 顕子 村松 浩幸　森山 潤 ほか78名
6 教図	1-3	家庭 006-72 ※／◆	新　技術・家庭　家庭分野 暮らしを創造する	A4変型 296	711	令6	河村 美穂 ほか38名
9 開隆堂	1-3	家庭 009-72 ※／◆	技術・家庭　家庭分野 自立しともに支え合う生活へ	AB 314	711	令6	綿引 伴子 石井 克枝　倉持 清美 ほか129名

外国語　英語

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1	英語 002-72 ※／◆	NEW HORIZON English Course 1	A4 170	354	令6	阿野 幸一 アレン玉井 光江 ほか120名
	2	英語 002-82 ※／◆	NEW HORIZON English Course 2	A4 158	354	令6	
	3	英語 002-92 ※／◆	NEW HORIZON English Course 3	A4 158	354	令6	
9 開隆堂	1	英語 009-72 ※／◆	Sunshine English Course 1	A4 182	354	令6	卯城 祐司 ほか76名
	2	英語 009-82 ※／◆	Sunshine English Course 2	A4 166	354	令6	
	3	英語 009-92 ※／◆	Sunshine English Course 3	A4 166	354	令6	
15 三省堂	1	英語 015-72 ※／◆	NEW CROWN English Series 1	A4 188	354	令6	工藤 洋路 ほか38名
	2	英語 015-82 ※／◆	NEW CROWN English Series 2	A4 172	354	令6	
	3	英語 015-92 ※／◆	NEW CROWN English Series 3	A4 172	354	令6	
17 教出	1	英語 017-72 ※／◆	ONE WORLD English Course 1	AB 182	354	令6	本多 敏幸 金森 強 ほか42名
	2	英語 017-82 ※／◆	ONE WORLD English Course 2	AB 182	354	令6	
	3	英語 017-92 ※／◆	ONE WORLD English Course 3	AB 182	354	令6	
38 光村	1	英語 038-72 ※／◆	Here We Go! ENGLISH COURSE 1	AB 194	354	令6	太田 洋 ほか41名
	2	英語 038-82 ※／◆	Here We Go! ENGLISH COURSE 2	AB 194	354	令6	
	3	英語 038-92 ※／◆	Here We Go! ENGLISH COURSE 3	AB 194	354	令6	
61 啓林館	1	英語 061-72 ※／◆	BLUE SKY English Course 1	A4 166	354	令6	馬場 哲生 ほか120名
	2	英語 061-82 ※／◆	BLUE SKY English Course 2	A4 170	354	令6	
	3	英語 061-92 ※／◆	BLUE SKY English Course 3	A4 154	354	令6	

特別の教科　道徳　　道徳

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)
※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	検定済年	著作者
2 東書	1	道徳 002-72 ※／◆	新編　新しい道徳1	AB 202	469	令6	谷田 増幸 和井内 良樹 ほか112名
	2	道徳 002-82 ※／◆	新編　新しい道徳2	AB 210	469	令6	
	3	道徳 002-92 ※／◆	新編　新しい道徳3	AB 210	469	令6	
17 教出	1	道徳 017-72 ※／◆	中学道徳1　とびだそう未来へ	B5 209	469	令6	林 泰成 柳沼 良太 鈴木 健二 ほか26名
	2	道徳 017-82 ※／◆	中学道徳2　とびだそう未来へ	B5 201	469	令6	
	3	道徳 017-92 ※／◆	中学道徳3　とびだそう未来へ	B5 201	469	令6	
38 光村	1	道徳 038-72 ※／◆	中学道徳　1 きみが いちばん ひかるとき	B5 変型 191	469	令6	赤坂 真二 ほか38名
	2	道徳 038-82 ※／◆	中学道徳　2 きみが いちばん ひかるとき	B5 変型 199	469	令6	
	3	道徳 038-92 ※／◆	中学道徳　3 きみが いちばん ひかるとき	B5 変型 199	469	令6	
116 日文	1	道徳 116-73 ※／◆	中学道徳　あすを生きる　1	B5 178	401	令6	越智 貢 島 恒生 吉澤 良保 ほか49名
		道徳 116-74 ※／◆	中学道徳　あすを生きる　1 道徳ノート	B5 42	68	令6	
	2	道徳 116-83 ※／◆	中学道徳　あすを生きる　2	B5 186	401	令6	
		道徳 116-84 ※／◆	中学道徳　あすを生きる　2 道徳ノート	B5 42	68	令6	
	3	道徳 116-93 ※／◆	中学道徳　あすを生きる　3	B5 194	401	令6	
		道徳 116-94 ※／◆	中学道徳　あすを生きる　3 道徳ノート	B5 42	68	令6	
224 学研	1	道徳 224-72 ※／◆	新版　中学生の道徳　明日への扉　1	AB 190	469	令6	永田 繁雄 ほか34名
	2	道徳 224-82 ※／◆	新版　中学生の道徳　明日への扉　2	AB 194	469	令6	
	3	道徳 224-92 ※／◆	新版　中学生の道徳　明日への扉　3	AB 198	469	令6	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価（円）	検定済年	著作者
232 あか図	1	道徳 232-73 ※／◆	中学生の道徳1	B5 194	469	令6	七條 正典 柴原 弘志 岩井 晃子 ほか25名
	2	道徳 232-83 ※／◆	中学生の道徳2	B5 194	469	令6	
	3	道徳 232-93 ※／◆	中学生の道徳3	B5 194	469	令6	
233 日科	1	道徳 233-72 ※／◆	道徳　中学校1　生き方から学ぶ	AB 163	469	令6	鈴木 寛 白木 みどり ほか21名
	2	道徳 233-82 ※／◆	道徳　中学校2　生き方を見つめる	AB 167	469	令6	
	3	道徳 233-92 ※／◆	道徳　中学校3　生き方を創造する	AB 171	469	令6	

発行者一覧(注:(支)は支社・支店)

発行者の番号・略称	発行者	郵便番号	住所	電話番号	発行教科書の種別
2 東書	東京書籍株式会社	114－8524	東京都北区堀船2の17の1	03(5390)7200(代)	小中高
4 大日本	大日本図書株式会社	112－0012	東京都文京区大塚3の11の6	03(5940)8670(代)	小中
6 教図	教育図書株式会社	101－0052	東京都千代田区神田小川町3の3の2	03(3233)9100(代)	中高
9 開隆堂	開隆堂出版株式会社	113－8608	東京都文京区向丘1の13の1	03(5684)6111(代)	小中高
11 学図	学校図書株式会社	101－0063	東京都千代田区神田淡路町2の23の1	03(6285)2916	小中
15 三省堂	株式会社三省堂	102－8371	東京都千代田区麹町5の7の2	03(3230)9411	小中高
17 教出	教育出版株式会社	135－0063	東京都江東区有明3の4の10 TFTビル西館	03(5579)6278(代)	小中高
27 教芸	株式会社教育芸術社	171－0051	東京都豊島区長崎1の12の14	03(3957)1175(代)	小中高
38 光村	光村図書出版株式会社	141－8675	東京都品川区上大崎2の19の9	03(3493)2111(代)	小中高
46 帝国	株式会社帝国書院	101－0051	東京都千代田区神田神保町3の29	03(3262)4795(代)	小中高
50 大修館	株式会社大修館書店	113－8541	東京都文京区湯島2の1の1	03(3868)2211(大代)	小中高
61 啓林館	株式会社新興出版社啓林館	543－0052 113－0023	大阪府大阪市天王寺区大道4の3の25 (支)東京都文京区向丘2の3の10	06(6779)1531(大代) 03(3814)2151(代)	小中高
81 山川	株式会社山川出版社	101－0047	東京都千代田区内神田1の13の13	03(3293)8131(代)	中高
104 数研	数研出版株式会社	101－0052	東京都千代田区神田小川町2の3の3	03(5283)6001(代)	中高
116 日文	日本文教出版株式会社	558－0041 165－0026	大阪府大阪市住吉区南住吉4の7の5 (支)東京都中野区新井1の2の16	06(6692)1261(代) 03(3389)4611(代)	小中高
224 学研	株式会社Gakken	141－8416	東京都品川区西五反田2の11の8	03(6431)1151(代)	小中
225 自由社	株式会社自由社	112－0005	東京都文京区水道2の6の3	03(5981)9170(代)	中
227 育鵬社	株式会社育鵬社	105－0022	東京都港区海岸1の2の20 汐留ビルディング19F	03(5843)8395	中
229 学び舎	株式会社学び舎	190－0022	東京都立川市錦町3の1の3の605	042(512)5960	中
232 あか図	あかつき教育図書株式会社	176－0021	東京都練馬区貫井4の1の11	03(3825)9188	中
233 日科	日本教科書株式会社	150－0011	東京都渋谷区東1の11の3	03(3518)6345	中
236 令書	令和書籍株式会社	108－0014	東京都港区芝5の13の16	03(6435)1358	中

５文科初第２５６７号
令和６年３月２９日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文部科学省初等中等教育局長
矢　野　和　彦
（公印省略）

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、令和４年度、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、上記の事実や令和５年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

１．教科書採択の公正確保の徹底について

（１）趣旨・目的

○　教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

（２）教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

（ア）選定することが不適当といえる者

○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第９条第２項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※１）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※１）を選任することは不適当であること。

○　また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不適当であること。

※１　「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第９条第２項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

①　教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族

②　顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者

③　教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）

④　③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤　教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）「第一2．留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

（イ）著作編修関係者名簿

○　教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。

○　もっとも、今後文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和5年度に検定を経た教科書について、教科書協会非加盟会社のものの編著作者及び編集協力者に関する情報（※2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のものの編著作者及び編集協力者に関する情報（※2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

○　これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※2　これらの情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

（３）その他審議・調査研究における留意事項

○　選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

（４）教科書見本の取扱いについて

（ア）教科書見本の上限

○　教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※３）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、１．（６）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

（イ）教科書見本の追加送付等に関する留意事項

○　教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。

その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。

○　ただし、令和４年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。

○　また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和４年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※４）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。

そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

○　教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ

適切な関係を保つこと。

○　特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※３　令和６年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和６年３月２９日付け５文科初第２５６８号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※４　教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体の手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

（ウ）教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

○　近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

○　授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

（エ）教科書発行者の不当な利益供与への対処等

○　教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

（５）過当な宣伝活動等への対処について

（ア）教科書発行者の宣伝活動について

○　採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※５）を行うことは禁止されるものではない。

○　しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過当な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

＜各教科書発行者に慎むよう求めている過当な宣伝活動等＞

（採択関係者等への働きかけについて）

・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

（説明会等について）

・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

（資料等の配付について）

・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

（検定申請本（申請図書）の取扱いについて）

・令和６年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われ

ることとなるが、検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないこと。

※５　教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

（イ）採択権者に求められる過当な宣伝活動等への対処

○　教科書発行者による過当な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。

○　その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○　文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中の、教科書発行者（教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（※６）を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※６　「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたものを含み、２以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

（ウ）採択権者が主催する説明会について

○　この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

（６）教科書発行者との関係において留意すべき事項について

（ア）教科書発行者による教師等からの意見聴取等

○　質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。

○　また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。

特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

（イ）教科書発行者からの利益供与への対処について

○　文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。

○　なお、「採択関係者」とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手続に関与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない）

○　教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。

○　よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

＜禁止される行為の具体例＞（教科書発行者行動規範より）

・　採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記＜許容される行為＞に掲げるものを除く。）

・　採択関係者に対する、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材についての対価の支払いを伴う意見聴取（後記＜許容される行為＞に掲げるものを除く。）

・　採択関係者が含まれる者が開催する会議等に係る会場費、印刷代等の提供、

その他の労務の提供、又は当該会議等の会員各社の役員・社員以外の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費等の提供
・採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
・　採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
・　採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
・　採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

＜許容される行為＞
・　教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
・　採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物、その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
・　編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆・意見聴取等に対する適正な対価・経費を受領することは差し支えないこと。

○　教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。
　これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

（ウ）その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築
○　一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

○　教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。

○　特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（7）文部科学省への情報提供について

○　本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあっては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

○　文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2．教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

○　教科書の採択に当たっては、国公私立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。

○　採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。

＜不適切な採択方法＞

・教師等の投票によって決定される
・事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
・十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
・その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

○　公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

（2）都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

○　都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

○　市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

＜具体的な取組例＞

・市町村教育委員会等による採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮し、需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。その際、市町村教育委員会等との協議を行い、確認体制が十分ある場合などに需要数の報告の期限を延長することも考えられる。
・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。

○　文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。

・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のための新たなシステムの令和7年度からの運用に向けた構築などの取組に引き続き努めている。（なお、新たなシステムの構築については「令和5年の地方からの提案等に関する対

応方針」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）においても、対応についてお示ししているところ。）

（３）教科書の調査研究の充実等について

（ア）教科書見本の十分な活用

○　公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

○　このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。

○　教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

○　教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

（イ）静ひつな調査研究の環境の確保

○　教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

○　都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過当な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

（ウ）調査研究の充実

○　教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

○　調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

○　公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

（参考）一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下のURLを参照のこと。

https://www.textbook.or.jp/about-us/publicity-standard.html

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03（5253）4111　内線 2576

令和５年度採択関係状況調査結果（都道府県教育委員会）

調査期間：令和５年10月17日から11月19日
回答者：都道府県教育委員会
調査項目：令和５年度に行った、令和６年度から公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。なお特別支援学校の小学部は含まない。）で使用する教科書の採択について
※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

１採択地区の構成について

採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	数	割合
①定期的（採択期間の開始時期等）に意向を確認している。	14	29.8%
②定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている。	32	68.1%
③その他	1	2.1%

２採択事務のスケジュールについて

都道府県教育委員会における市町村教育委員会からの需要数報告の期限について

	数	割合
①７月16日以前	1	2.1%
②７月17日～７月31日	1	2.1%
③８月１日～８月16日	13	27.7%
④８月17日～８月31日	19	40.4%
⑤９月１日～９月16日	12	25.5%
⑥市町村との協議に基づいて柔軟に決定。	1	2.1%
⑦数次にわたり設定している。	0	0.0%
⑧特段設けていない。	0	0.0%

3 採択にあたっての組織構成について

3-1

都道府県の教科用図書選定審議会の構成員について

			当該組織の構成員総人数	内訳						
				(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会事務局職員	(7)その他
①	都道府県の教科用図書選定審議会の委員	人数	881	91	198	138	92	45	167	150
		割合		10.3%	22.5%	15.7%	10.4%	5.1%	19.0%	17.0%
②	都道府県の教科用図書選定審議会の調査員	人数	3221	3	88	2443	0	0	681	6
		割合		0.1%	2.7%	75.8%	0.0%	0.0%	21.1%	0.2%

3-2

採択地区の構成員について

			当該組織の設置地区数	内訳						
				(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会事務局職員	(7)その他
①	採択地区の採択地区協議会	地区数	311	206	108	52	311	189	135	45
		割合		66.2%	34.7%	16.7%	100.0%	60.8%	43.4%	14.5%
②	採択地区の選定委員会	地区数	392	323	325	173	148	132	226	157
		割合		82.4%	82.9%	44.1%	37.8%	33.7%	57.7%	40.1%
③	採択地区の調査員	地区数	541	34	366	536	4	6	102	16
		割合		6.3%	67.7%	99.1%	0.7%	1.1%	18.9%	3.0%

4 採択に係る資料の公表等について

		公表	非公表（未作成含む）	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
				ホームページ	情報センター等	その他	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
①	都道府県教育委員会が作成する採択基準	40	7	28	17	2	1	5	0
		85.1%	14.9%						
②	都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	37	10	23	17	3	1	8	0
		78.7%	21.3%						

5 教科書見本の取扱いについて

5-1

都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数回答可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	6.4%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	28	59.6%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	11	23.4%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	6	12.8%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	3	6.4%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	19	40.4%
⑦その他	6	12.8%

5-2

都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	41	87.2%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	3	6.4%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4%

6 教科書展示会について

教科書展示会の会場数等について

①都道府県域内において開催された法定展示会（※）の会場数の総数	1292
②来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	1047
③来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	270

※令和５年度における「法定展示期間」は６月14日から７月31日までの任意の14日間。
来場者数の把握を行っている法定展示会の1047の会場の内、来場者数の延べ人数は78181人（概数）

7 図書館等への教科書の整備について

都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	数	割合
①教科書センターで閲覧に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7%
②学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	3	6.4%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	18	38.3%
④特に整備していない。	1	2.1%

8 採択に関する公正確保について

都道府県教育委員会における公正確保のための措置について（複数回答可）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	11	23%
③特に措置を行っていない。	0	0%

令和５年度採択関係状況調査（市区町村教育委員会）

調査期間：令和５年10月17日から11月19日
回答者：市区町村教育委員会
調査項目：令和５年度に行った、令和６年度から公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。なお特別支援学校の小学部は含まない。）で使用する教科書の採択について
※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1
採択の決定時期等について

	数	割合
①7月16日以前	94	5.4%
②7月17日～７月31日	846	48.4%
③8月1日～8月10日	363	20.8%
④8月11日～8月20日	100	5.7%
⑤8月21日～8月31日	344	19.7%

1-2
採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	1658	94.9%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	18	1.0%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	0.2%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	35	2.0%
⑤その他	33	1.9%

2 採択にあたっての調査研究について

2-1
採択地区における調査員等（他の名称で同様の役割の組織がある場合も含む。）が教科書について作成する資料とその扱いについて

	数	割合
①総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている。	1116	63.9%
②総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている。	124	7.1%
③総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている。	351	20.1%
④総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている。	95	5.4%
⑤資料を作成していない（調査員組織がない場合を含む）。	61	3.5%

2-2-1
貴市区町村内の市区町村立小学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	1357	77.7%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	390	22.3%

2-2-2
採択基準を設けている場合、市区町村教育委員会が採択に関する基準として設けている項目について

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	1172	67.1%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	681	39.0%
③市区町村の教育目標・方針への適合性	686	39.3%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	998	57.1%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	1092	62.5%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	1073	61.4%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	738	42.2%
⑧その他の観点や基準	231	13.2%

※2-2-1で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した市区町村教育委員会のみ回答

3 採択に係る資料の公表等について

市区町村教育委員会における採択資料の公表等について

		公表	非公表（未作成含む）	公表の方法			非公表の理由				
				ホームページ	情報センター等	その他	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	採択地区協議会の事務局が公表しているため	都道府県教育委員会が公表しているため	その他
①	市区町村教育委員会が作成する採択基準	276	1471	149	130	25	268	507	126	109	57
		15.8%	84.2%								
②	市区町村教育委員会が作成する選定関係資料	422	1325	234	182	39	196	679	191	21	29
		24.2%	75.8%								
③	市区町村立小学校で使用する教科書の採択結果	1002	745	879	184	91	48	332	170	179	16
		57.4%	42.6%								
④	市区町村立小学校で使用する教科書の採択理由	629	1118	494	151	38	165	650	219	18	66
		36.0%	64.0%								
⑤	市区町村立小学校で使用する教科書の採択に係る議事録	608	1139	525	102	29	262	603	136	6	28
		34.8%	65.2%								
⑥	採択地区協議会の議事録	381	1091	268	90	34	127	615	240	5	33
		25.9%	74.1%								

※⑥は採択地区協議会を設置している市区町村教育委員会のみ回答

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

市区町村教育委員会における教育長及び教育委員（以下「教育委員等」という。）への教科書見本の提供について

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	309	17.7%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	841	48.1%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	523	29.9%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	32	1.8%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	51	2.9%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	788	45.1%
⑦その他	105	6.0%

4-2

市区町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	1465	83.9%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	225	12.9%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	57	3.3%

5 図書館等への教科書の整備について

市区町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	数	割合
①学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	161	9.2%
②公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	595	34.1%
③特に整備していない。	1052	60.2%

6 共同採択における採択手続き等について

採択地区協議会の委員に、委員の職務上知り得た秘密に係る守秘義務を課しているかについて

	数	割合
①公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している。	1162	78.9%
②公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない。	18	1.2%
③公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない。	293	19.9%

※採択地区協議会を設置している市区町村教育委員会のみ回答

7 採択に関する公正確保について

市区町村教育委員会における公正確保のための措置について（複数回答可）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	1690	96.7%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	41	2.3%
③特に措置を行っていない。	48	2.7%

8 学習者用デジタル教科書の見本版について

	数	割合
①採択の考慮の一事項とした。	1028	58.8%
②採択の考慮には入れていない。	719	41.2%

令和５年度採択関係状況調査（国立・私立小学校）

調査期間：令和５年10月17日から11月19日
回答者：国立大学法人が設置する小学校、私立小学校
調査項目：令和５年度に行った、令和６年度から国立・私立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。
なお特別支援学校の小学部は含まない。）で使用する教科書の採択について
※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

１採択決定時期と採択方法について

1-1
採択の決定時期について

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①７月16日以前	5	8.2%	71	34.5%
②７月17日～７月31日	21	34.4%	81	39.3%
③８月１日～８月10日	17	27.9%	21	10.2%
④８月11日～８月20日	6	9.8%	10	4.9%
⑤８月21日～８月31日	12	19.7%	23	11.2%

1-2
採択方法について

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	33	54.1%	41	19.9%
②学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	8.2%	1	0.5%
③①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	19	31.1%	134	65.0%
④特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	3	4.9%	20	9.7%
⑤その他	1	1.6%	10	4.9%

2採択に係る資料の公表等について

	属性	作成	公表・非公表の別		未作成
①採択基準	国立	39	公表	24	22
			非公表	15	
	私立	72	公表	34	134
			非公表	38	
②選定関係資料	国立	35	公表	18	26
			非公表	17	
	私立	69	公表	28	137
			非公表	41	

	属性	公表	非公表
③採択結果	国立	51	10
	私立	107	99
④採択理由	国立	45	16
	私立	87	119

3採択に関する公正確保について（複数回答可）

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	59	96.7%	167	81.1%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	3	4.9%	5	2.4%
③特に措置を行っていない。	2	3.3%	34	16.5%

4学習者用デジタル教科書の見本版について

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①採択の考慮の一事項とした。	32	52.5%	68	33.0%
②採択の考慮には入れていない。	29	47.5%	138	67.0%

別添通知

５文科初第２５６８号
令和６年３月２９日

各教科書発行者　殿

文部科学省初等中等教育局長
矢　野　和　彦
（公印省略）

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、令和４年度、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

文部科学省としても今回の事案を重く受け止めており、令和４年度に、教科用図書検定規則に基づき、当該発行者に対して、令和５年度の中学校用教科書の３種目を検定審査不合格とする処分方針を通知いたしました。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないよう、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

ついては、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いします。

記

（採択期間における教科書見本の取扱いについて）

○　多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。

○　令和６年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないよう、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

［小学校用教科書］

・　令和６年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。

・　ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第２号）第６条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記「中学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

［中学校用教科書］

・都道府県教育委員会	：	１５　部
・指定都市教育委員会	：	１７　部
・中核市、特例市、特別区教育委員会	：	８　部
・その他の市町村教育委員会	：	５　部
・採択地区（単独採択地区を含む。）	：	（構成市町村数＋３）部
・国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	：	１　部
・教科書センター	：	２　部

（※）原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できるが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、令和元年度の検定に合格した教科書の供給本（「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているものに限る）についても、教科書見本として送付することができる。

（※）指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第３条の規定により、教育長及び委員の数が５人を超える場合には、その超える数１人につき１部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和５年度に検定を経た教科書の見本

・都道府県教育委員会	：	６ 部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会	：	原則 １ 部
・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）	：	原則 １ 部
・教科書センター	：	１ 部

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が５人を超える場合には、その超える数１人につき１部を上限として追加で送付することができる。

（※）このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。

（※）高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。

（※）採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に１部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第６条第２項各号に規定する学科ごとに１部を上限とする。

◇ 令和４年度以前に検定を経た教科書の見本

・ 令和５年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和５年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。

・ 令和５年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和５年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に１部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないよう、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各１部を送付することとして差し支えない。）。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

・ 上記を除き、「採択関係者」（採択権者である教育委員会の関係者（国

立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手続に関与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む（常勤・非常勤は問わない）。以下同じ。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。

特に、令和４年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

・　各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。

また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

・　教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、４月末日（教科書センターには５月末日）までに送付が完了するよう努めること。

・　教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。

また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。

・　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第８条第２項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第３項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、５月末日までに通知すること。

・　教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。

・　教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

○　令和６年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。

○　教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあ

っては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。

○　そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

○　令和６年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

・　検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。

・　検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。

・　教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（過当な宣伝活動等について）

○　採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過当な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

・　採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。

・　採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

・　採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

・　採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
・　教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
・　学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

（不当な利益供与の禁止について）
○　採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。
　この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

（違反した場合の対応について）
○　本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
○　また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。

・　検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に関係する種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。
【教科用図書検定規則第７条第２項】
・　教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（４年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条第２項、同法施行規則第６条第２号】
・　教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１９条第１号】

○　なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性がある

こと。

（その他）

○　如何なる理由があろうとも、自ら行うと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。

○　なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111　内線 2576